

○ 収 支 報 告 書 ○

会計	繰越	検算	転記		
Ⓝ	Ⓝ	Ⓝ	Ⓝ	0	

(その 1)

1 政治団体の名称
(ふりがな)

にほんこくこまけいようかい
日本国国模掲揚の会

2 主たる事務所の所在地

石川県金沢市三好町丁12番1

令和 三 年分
(令和 年 月 日開催分)

3 代表者の氏名

竹原玉治

4 会計責任者の氏名

竹原ト子

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 <input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

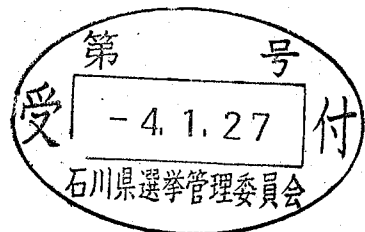
事務担当者の氏名	竹原玉治
(電話)	090-2373-2663
(電話)	_____
(電話)	_____

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 公職の種類 _____ 資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 _____ 公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで



0091

318250

収 支 の 状 況

(その 2)

1. 収支の総括表

	十億		百万		千		円
収 入 総 額			9	0	0	0	0
(前年からの繰越額)			9	0	0	0	0
(本年の収入額)							0
支 出 総 額			2	0	0	0	0
翌 年 へ の 繰 越 額			7	0	0	0	0

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費							
金 額	十億		百万		千		円
員 数							人

(2) 寄 附 (寄附の区分で該当があるものについては (その7)、(その8)、(その9) の内訳を添付すること。)							
ア. 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額						備 考
	十億		百万		千		円
(ア) 個 人 か ら の 寄 附							0
(うち特定寄附)							0
(イ) 法人その他の団体からの寄附							0
(ウ) 政治団体からの寄附							0
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)							0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)							0
イ 政 党 匿 名 寄 附							0
合 計 (ア+イ)							0

(その 13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額						備考
項目		十億	百万	千	円			
1 経常経費								
(1) 人件費								
(2) 光熱水費								
(3) 備品・消耗品費								
(4) 事務所費								
小計								
2 政治活動費								
(1) 組織活動費								
(2) 選挙関係費								
(3) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (ア+イ+ウ+エ)								
ア 機関紙誌の発行事業費								
イ 宣伝事業費								
ウ 政治資金パーティー開催事業費								
エ その他の事業費								
(4) 調査研究費								
(5) 寄附・交付金			2000	000				
(6) その他の経費								
小計			2000	000				
合計			2000	000				

(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、各項目ごとにその額を備考欄に記載すること。その際は、(その 16) も記載する必要があるので注意すること。

(その 15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 <u>寄附交付金</u> (<u>寄附</u>)			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
<u>寄附</u>	十億	百万	千	円	<u>2021</u> <u>12.31</u>	<u>国政監察調査会</u>	<u>静岡県天目市三樹町丁13番1</u>	
この頁の小計								
その他の支出								
合 計								

※政治資金パーティー開催事業の支出は(その15)ーパを使用して報告して下さい。

(注) 国会議員関係政治団体にあつては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあつては、1件5万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件5万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

(その 17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注) 該当がない場合でもア～シの各区分の無の□の中に☑と記載すること。

宣 誓 書


添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 1 月 27 日

政治団体の名称 日本国国旗掲揚の会

会計責任者の氏名 竹原 トミ子 

代表者の氏名 _____

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。